「さいたま市マンション管理適正化推進計画(素案)」に対する意見募集結果

意見 番号	ے ۔	意	見	の	概	要	該当する ページ/条 項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	「第1を 1を 1を 1を 1を 1を 1を 1を 1を 1を 1を 2を 2を 2を 2を 2を 2を 2を 2を 3を 3を 3を 3を 3を 3を 3を 3を 3を 3を 3を 3を 3を	う可要が(のなど) 言で駅内(③文な内) なお内ママ章い/	を「辺ンンもかっ/ しまれる こうない かんしょう こうれい かんしょう こうれい かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょく かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	目して しん	い心い状分わしている。ま・ま況布せい。	すが、総 副す。(1) (で で で で で で で で で で で た で れ た の た の た り れ た り れ り れ た り れ た り れ た り れ た の た の た の た の た の た の た の た る た る た る	P1 P6	1	いただきましたご意見を踏まえ、よ り分かりやすい記載に見直します。	ご指摘を踏まえ、「第 1章/1背景」及び 「第2章/2市内マンションの状況/(1) 基礎情報/③マンションの分布(管理組合 数)」の文章を修正いたします。
2	マのテ応具応せ進策ている案ン対ィ計体計ですと、てこすシ象が画的画、るし一はとるのにを災こて定、と。	ン型章は Z唇 : 見ちなす定、案時をマ模災ける」災すの提ン以資	れたを害る対案シ上材がめ追のこ応しョのの備と資だころ	避課すえを材い建譲え難題べと義の。築マ付	所5き発務備ま指ンけのにと生付えた導シを	キャ防えるのあたが、要は大い災るのあたのとにがいいかいとにがいいかがいといいが、これがは対しのける。対わ推対しつけ	P13	1	マンションにおける防災・減災対策 は重要であると考えており、いただ きましたご意見は関連部局と共有し 今後の取組の参考とさせていただき ます。また、高層マンション防災ガ イドブックの配布を通じて、防災・ 減災対策の周知を図ってまいりま す。	素案のとおりといたし ます。
3	課関衰し管る産心の齢がいで題心えて理とので気と身人ありまったもるといるというででいまな体もるので気とり人ありまった。	の的とで、あれあ管力の真なでき区るなる理がで	因気はる分共いと活衰、は力なの所用の推動え活	でいて有(が側/で助者低か無者共大すのしし 断下と関自有方る関まな	とが推心身)の。心いいい大測のの部区しは活か	うきさこ貴分分か十動ら身くれと重を所し分で無体影るもな無有、あき関の響。あ財関者老るな心	P13	1	いただきましたご意見は今後の取組 の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたし ます。
4	課「理き合きを将スそ報とで記述のでは、りがな持来トのとからのとのというのとのというのとでは、では、このはのというにない。では、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、この	E対する 子文学では、契清いと政り物し、 対掃るいは組のて関	」業。つ、ま資おを務そて「な産かな	辞 こっ可け面は 結管へ、故れ値けれ は担しな組はとれ	、を管か合なしば 建、理な員らてな	物全はかがな積ら 維て管実自い立な 持任理行主か金い では、の、	P13	1	区分所有者が自主性を持ってマン ション管理に取組むことができるよ うに、管理状況に応じた情報提供や 支援を実施してまいります。	
5	課 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	てりら理す、室来組理事。もで	も、 参 多 多 終 を 継 識 と 出 に 出	具はめ審身近出	的くがの付専勉 の付専強	案の間に 1年介といる で遺ないの派を は問うで遺住	P13		分譲マンションアドバイザーの派遣 により、マンション管理に関する知 識の普及と啓発を図ってまいりま す。	素案のとおりといたし ます。
6	マンション 題の解決に 接マンショ に住民が相 ことかと考	こは、 1ンの 目談で	市に有状況を	自識者 と確認	を配しな	置し、直 がら気軽	P13	1	分譲マンションアドバイザーの派遣 により、マンション管理に関する知 識の普及と啓発を図ってまいりま す。	素案のとおりといたし ます。

7	施策の方向性については、現状の管理状況についてのみの視点で述べられているので、不充分ではないかと考えます。40年超の住宅については、建替の問題が迫ってきます。このことは不可避の課題だと思料しますので、1項目加えて欲しいと考えます。	P14	1	方向性1では、個々の管理組合に対し管理状況に応じた支援を行うこととしており、建すえを検討するマイドションには、マンションには、マンションの配布により建替え制度の同なではます。マンションの建替えの円滑化を推進することは重要であると意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたし ます。
8	さいたま市マンション管理適正化指針の 重要な事項3項目について「専門的知識 を有する者」との記述がありますが、 「さいたま市の制度」があるので、次の 通り変更できないか。 →マンションの管理には専門的な知識を 要する事項が多いため、管理組合は問題 に応じ、市の分譲でエンションアドバイ ザー派遣制度等を活用するなどして、主 体性をもって適切な対応をするよう心が けること。	P15	1	「専門的知識を有する者」の支援 は、本市が実施する支援施策のほか に、関連団体や外部専門家が直接管 理組合の運営に携わる取組も含まれ ております。	素案のとおりといたし ます。
9	管理適正化指針については、建替についての研究についても、この項に加えるか、別項を起して述べて欲しいです。これを放置すると、既存マンションの管理の不全や、劣化したマンションの出現により、地域の風情、環境を悪化させ、危険を招来することにもなると危惧します。	P15∼19	1	建替えについては、さいたま市マンション管理適正化指針の2「(5)長期修繕計画の作成及び見直し等」のとおり、長期修繕計画の検討の際に、必要に応じて建替え等も視野に入れて検討することが望ましいこととしております。	素案のとおりといたし ます。
10	重マ別住え組すと としシ本いはのの 行合組たに 重マ別住え組すと としシ本いはのの 指数の とで言うないまれば、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	P18	1	さいたま市マンション管理適正化指適正化指達なたマンション管理適正化指達を基本としており、管理組合と自治会はいずれも住環境を適かるため、自治会はであるため、自治会では、自治会では、自治会では、自治会では、自治会では、自治会では、自治会では、自治会では、自治をは、自治をは、自治をは、自治をは、自治をは、自治をは、自治をは、自治を	
11	「第5章/1 目標と施策展開の体系」において、目標2の具体施策2・3の順番が合っていないかるので、次の通り標2(3行目以下を下記に修正)長期修繕計画の策定や見直しを行うには、ます。管理組入と専門管理に関するを関すると連携して長期修繕計画で関するとを図りまた、まなりませんを図りませた。関連団体と更関するを発を図るため、する相談窓計画に関するで表別を結計である。 関連団体では、ます。管理組入とを図りませた。関連団体と連携して長期修繕計画で関するを発を図るため、まる相談窓計画に関するを積極的に実施でまた。	P20 P21 P26	1	相談窓口と分譲マンションアドバイザー派遣制度については、個々の直接 的な支援を行う施策であることから、一連の文章としており、具体施策の順番に優位性はありません。いただきましたご意見を踏まえ、具体施策の掲載順を修正し、より分かりやすい記載に見直します。	ご指摘を踏まえ、目標 2の具体施策2と具体 施策3の掲載順を変更 いたします。

	A和6年度子中の字能細木本「沖ウギ田				
12	令和6年度予定の実態調査で「法定耐用年数」以上で旧耐震基準で建築された(補強工事を実施していない)マンションの調査目標(回答率)を100%と出来ないですか。古い時代に建築され、管理が十分に行われていないマンションの管理組合・活動実態及び修繕計画の優先対応の基礎になると思われます。 → (目標1/具体施策1)・表の回答率中令和6年度実態調査の欄40%に(※)を追加・文章 オンラインでの回答も含めた調査を実施するなど、回答率の向上を図ります。 (※)特に旧耐震基準で建設されたマンションは100%を目指します。	P22	1	効果的に管理組合の実態を把握する ために、実態調査に加え、耐震診断 助成制度や定期報告制度などを活用 して、実態把握を実施していきま す。 旧耐震基準で建築されたマンション の管理状況の把握は重要であると考 えており、いただきましたご意見は 今後の取組の参考とさせていただき ます。	素案のとおりといたし ます。
13	「目標1/具体施策2 類型の概念」の 文章で「実態調査の結果を3つに分類し た結果」は、各マンションに通知するの ですか。	P22	1	類型は、管理状況に応じた支援を実施するために行うもので、管理組合へ通知等は行いません。	素案のとおりといたし ます。
14	管理会社が、年一回行う「理事長セミ ナー」に出席していますが、考にない点でない。 佐理事長のために、あまりが、多主催者として、 の点をする。市役所が集かれない点では、 ではませい。では者を生て、したでは、 ではませい。では、 ではませい。では、 ではないの力を持っております。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	P23	1	管理状況に応じた情報提供やマンション管理基礎セミナーの開催により、マンション管理組合員の知識の普及と啓発を図ってまいります。また、セミナーの開催に合わせて管理組合同士の意見交換会等を実施し、情報交換の場を設けてまいります。	素案のとおりといたし ます。
15	管理計画認定の取得について、これを取得した場合のメリット(例えば評価額を決める際のポイントUP等となるなど)は具体的にありますか。集会決議が必要であり、申請は管理組合側で実施(資料収集・整理等)とのことなので、集会で「何がメリット」かの具体的説明が必要と思います。	P24	1	マンションの管理水準の維持向上につながります。また、独立行政法人住宅金融支援機構の「フラット35」、「マンション共用部分リフォーム融資」の金利の引下げの措置や「マンションすまい・る債(令和5年度募集分より)」の利率の上乗せの措置が講じられる意見を踏ます。いただきましたご載に見直します。	ご指摘を踏まえ、管理 計画認定を取得したメ リットの説明を追加い たします。
16	管理計画認定制度の導入にあたり「認定 の流れや基準」について詳細記載があり ませんが、具体的なものは「管理適正化 推進計画」正式策定時に合わせ作成され るのですか。	P24	1	さいたま市では、マンション管理計画認定制度を令和5年度から開始する予定です。詳細な情報は、決まり次第、本市のホームページに掲載してまいります。	素案のとおりといたし ます。
17	「目標1/具体施策2 ⑥マンション管理相談の実施」で、マンション管理士による相談を北・中央・浦和区役所で実施とありますが、築年数の古いマンションの多い「大宮・南区役所」で開催する具体的な計画はありますか。本来、各区役所での実施が望ましいと思います。	P25	1	いただきましたご意見や相談実績を 踏まえ、今後の開催場所の拡充の参 考とし、本計画の推進を図ってまい ります。	素案のとおりといたし ます。
18	「目標1/具体施策2 ⑦マンション再 生ガイドブックの配布」で、文章の誤字 があります。 誤:基礎知識や重要なボイントを紹介 正:基礎知識や重要なポイントを紹介	P25	1	ご指摘の通り、修正いたします。	ご指摘の通り修正いたします。

19	年齢が増すごとにマンション管理組合に対する関心が薄くなってきていることに気付きました。築年数が増えることにより、考えなければいけない問題点も増え、深刻化していくので、公の勉強会等の機会が与えられることを希望します。長期修繕計画等が管理会社任せにならず、管理組合の意見が反映されるよう、理事及び組合員一人一人の意識が高められるような啓蒙活動を推進してほしいです。	P26	1	管理状況に応じた情報提供やマンション管理基礎セミナーの開催により、マンション管理組合員の知識の普及と啓発を図ってまいります。	素案のとおりといたし ます。
20	管理計画のポイントに長期修繕計画に関する支援の強化が置かれ、相談窓口、情報提供と啓発、そして、アドバイスの実施として具体化し、8年で4%アップ70管理組合を期待しているが、修繕計画の新規作成には、修繕積立金の問題もあることから合意に時間がかかるため、能動的施策が必要です。未制定の管理組合を待つのではなく出向いていくような啓発をすることが必要であると思う。	P26	1	相談窓口の充実、分譲マンションア ドバイザーの派遣に加えて、セミ ナーの開催により、長期修繕計画に 関する支援の強化を図ってまいりま す。	素案のとおりといたし ます。
21	長期修繕計画については国土交通省のガイドラインに沿って作成されているが、管理会社に任せている。工事費用が適正かどうか判断する資料が管理会社から一切提出されないので管理組合で判断できない。管理会社は必ずエビデンスを提出するように義務化してほしい。	P26	1	「目標2 長期修繕計画に関する 支援の強化」の推進により、「具体 施策1 長期修繕計画に関する相談 窓口の拡充」や「具体施策2 必要 に応じた分譲マンションアドバイ ザー派遣の実施」を中心に、情報提 供を実施してまいります。	素案のとおりといたし ます。
22	大規模修繕工事を実施致しましたが、組合員に専門知識もなく、当初は管理会社の提案に従い進めておりましたが、別途プロジェクトチームを作り知識を習得しながら進めた結果、当初計画の金額から30%削減が出来ました。大マンションで管理組合が抱えている問題点が的確に指摘されており、特に専門知識の薄さいるでいる。分譲マンションアドバイザーの設置等、大変心強い内容だと思います。	P26	1	いただきましたご意見は今後の取組 の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたし ます。
23	長期修繕計画に基づいて大規模修繕工事を行うにしても ①修繕積立金がそのマンションに蓄えられているのか ②月々の積立金でその修繕を行う時に足りているのか ③そもそも、その修繕を長期修繕計画に沿って今行う必要があるのか 昨年、輪番制で理事を一年務め、売主側で作成された長期修繕計画通りには行えないと感じました。	P26	1	長期修繕計画の作成及び見直しは重要であると考えており、「目標2 長期修繕計画に関する支援の強化」 の推進により、「具体施策1 長期 修繕計画に関する相談窓口の拡充」 や「具体施策2 必要に応じた分譲 マンションアドバイザー派遣の実 施」を中心に、情報提供を実施して まいります。	素案のとおりといたし ます。

ı		-		Г	
24	支援を明るない。 大田 ではしていた。 大田 では、てまり、 では、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、でき、では、ないが、でき、では、ないが、でき、でき、でき、でき、でき、でき、でき、でき、でき、でき、でき、でき、でき、	P27	1	適正かつ活発なマンション管理の実現に向けて管理状況に応じた情報提供を行い、区分所有者のマンション管理に対する意識の向上と管理組合の活性化を図ってまいります。いただきましたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたし ます。
25	「目標3/具体施策3」で、具体的な働きかけに至るルールはありますか。管理状況の把握が困難なマンションは、管理組合自体が「無いか機能していない」状況なので、区分所有者個々と「個人の課題」について聞くことも必要とともと思いまで、必然的に個人の信条や高とが必要となら、相に等に向き合うにイザー派遣等のみやにといとといます。をではならないと思います。を理実態に不ンションの管理実態に合ったきめ細かな相談体制作り・(相談窓口の)PRが急務と思います。	P27	1	耐震診断助成制度や定期報告制度などを活用し、管理状況の把握を行ってまいります。また、個々の管理組合に対し管理状況に応じた長期的な支援を図ってまいります。いただきましたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたし ます。
26	管理組合の活動に全く参加しない区分所 有者に対しては、罰則を与える方法を確 定してほしい。他の区分所有者からも不 平等だとの声が多い。	-	1	区分所有者がマンション管理組合 の活動に関わり、役割を適切に果た すことは重要であると考えており、 本計画を通じて管理組合活動への参 加の重要性を周知してまいります。	素案のとおりといたし ます。
27	専有部の給水・給湯・排水管の更新について、一定額、修繕積立金からの支出を可能にしてほしい。他マンションの事例を見ても、漏水などの事故がないと更新をしない区分所有者が出てくる。また、東日本大震災以降の大震災で漏水の多い樹脂管のワンタッチ式継手や技術的に問題のある節水シャワーや節水トイレの使用を禁止してほしい。	-	1	マンション管理の主体は、マンションの区分所有者で構成される管理組合であることから、区分所有者の意見が十分に反映されるように必要に応じて管理組合に情報提供を図ってまいります。	
28	建替えをスムーズに推進出来る様早くから取組む事が重要と思う。なお、建替えが出来ない物件が多く発生すると思わ取るため、対応策を早く打ち出す事が重要であると思う。建替えに伴う居住者の書り程を低減するため、容積率・高さ等の制限緩和を考えてはどうかと思う。長期修繕計画の策定により早くから建替えの検討ができる仕組みとPRが必要と思う。	-	1	マンションの建替えを早期に検討できるように、マンション再生ガイドブックの配布を通じてマンションの建替え制度の周知を図ってまいります。マンションの建替えの円滑化を推進することは重要であると考えており、いただきましたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたし ます。
29	さいたま市は現在人気があり、スクラップ&ビルドは可能かと思います。インフラ・医療・教育の魅力を引き続き高めつつ、マンションの建て替えを需要にあった作りで進めることができれば発展の一助になるかと思います。	-	1	いただきましたご意見は今後の取組 の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたし ます。

30	高経年マンションに住んでいる高齢者の 方々は、そのマンションに住んでいる高齢者れると再入居する割合が高いデータがも出ています。魅力のないを表の話がうますがいると建て替えの話替されてる方がいると建て様し建て持てではんでいただけで、一方で働いただきの方々にも入っていただくのが良いと思います。マンションの作りは、2人家族から4LDKくらいまでをラインナップすれば様々な需要に、応えられると考えます。	_	1	いただきましたご意見は今後の取組 の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたし ます。
31	全体的な街づくり、都市計画を策定してから着手すべきです。さいたま市は道路が整備されていないように感じています。マンションという住居だけに捉われず、都市づくりを強く意識してください。	ı	1	いただきましたご意見は今後の取組 の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたし ます。
32	理事、理事長任期は1年で交替し、全居住者がマンション管理を経験できる長所はありますが、マンションの日常の管理のあり方、大規模修繕などの大事な事柄に精通する余裕がありません。とりわけ大規模修繕について修繕内容の検討、費用見積もりを適正に行えるかは管理会社に頼るわけには過切にアドバイスをいただける恒常的なシステムをさいたま市に設置し、気軽に利用できるような対応をはかり充実していただきたい。	_	1	管理状況に応じた情報提供やマンション管理基礎セミナーの開催により、マンション管理組合員の知識の普及と啓発を図ってまいります。「目標2 長期修繕計画に関する支援の強化」の推進により、「具体施策1 長期修繕計画に関する相談窓口の拡充」や「具体施策2 必要に応じた分譲マンションアドバイザー派遣の実施」を中心に、情報提供を実施してまいります。	素案のとおりといたし ます。
33	マンション管理の視点には管理だけでなく再生の視点が必要で、計画ではこの施策が十分とは言えない。マンションには寿命があり、マンションの終活を考え、考えさせるような施策が必要である。築40年を超すマンションの終活の検討のために啓発活動を実施することも考えられる。	_	1	マンション再生ガイドブックの配布をとおして、マンション再生ガイドブックの配開する路光活動を図ってます。適また、計量の作成及び見直し等」では現りの作成及び見直し等が要に、ないでは、本本には野に入れており、本はでは、本が望まといったととしており、の再生が望まを促してまいります。いただきます。	素案のとおりといたし ます。
34	恒常的に市内のマンションとの関係を強化するためにマンション管理届出制度の創設を考えるべきであろう。一過性の実態調査よりも行政との関係は深まる利点があるだろう。行政の負担するコストも、DX化の対応もできるだろう。	-	1	定期的な実態調査で把握した管理状況に応じた情報提供を継続的に実施することや管理組合に必要な施策展開を図ることで、管理組合の活性化や課題解決を促してまいります。	素案のとおりといたし ます。

■ 集計結果

意	見	提	出	者	数	16名
意	見	Ą	Ę	目	数	34件
修	正	IJ	Ę	目	数	4件